

議案第 87 号

海老名市火災予防条例の一部改正について

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項について、所要の改正を行いたいため

海老名市火災予防条例の一部を改正する条例

海老名市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条中「警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、同条第 7 号を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。